

令和5年5月2日

保護者様

岸和田市立山直北小学校
校長 植田 和幸

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降は感染症法上の取り扱いが変わり、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行されます。

5類感染症への移行後においても、「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握」「適切な換気の確保」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。地域や学校において感染が流行している場合などには、「マスクの着用を促すこと」や活動場面に応じて、『「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること』『児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること』等の措置を一時的に講じることが考えられることが示されています。

感染症法上の取扱いが変わりましても、新型コロナウイルス感染症が無くなったわけではありませんので、学校においても、引き続き、基本的な感染症対策は行っていきます。子どもたちの健康と学校での集団感染を予防するために、ご家庭におきましても、ご協力のほどよろしくお願いいたします

○登校時、清潔なハンカチ・ティッシュ・水筒持参をお願いします。



○今まで行っていた毎日の体温チェック・健康観察表の学校への提出は不要ですが、登校前に、ご家庭で「健康チェック」を行い、必要時「検温」を行ってください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅での休養、必要時、医院受診をお願いします。



○児童に感染が確認された場合は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は「出席停止」になります。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。

○登校後、発熱等の症状がみられた場合は、保護者様に連絡しますので、お迎えをお願いします。

○マスク着用は「個人の判断」ですが、給食当番のマスク着用は必須です。給食当番の際には「マスク」持参をお願いします。

